（申請すべき期間に関する特別の事情）

第六条　法第三十条において準用する漁業法第四十二条第二項の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、国際交渉との関係上水産動植物の総量が定められることとなった指定養殖業について、三月以上の申請期間を定めて同条第一項の規定による公示をするとすれば指定養殖業の養殖の時機を失し、当該指定養殖業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

（養殖場が滅失した場合の許可の申請）

第七条　許可の申請の後に、当該申請に係る養殖場が滅失した場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2　前項の場合において、当該申請をした者が当該滅失した養殖場に代えて他の養殖場について法第三十条において準用する漁業法第四十五条第三号の規定による許可の申請をしたときは、当該申請は、当該他の養殖場についての申請とみなす。

3　前項の場合において、当該申請は、法第三十条において準用する漁業法第四十二条第五項の規定の適用については、従前の許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請とみなす。

4　従前の許可に係る養殖場が許可を申請すべき期間の満了日の前六月以内に滅失した場合において、当該従前の許可を受けていた者が当該滅失した養殖場に代えて他の養殖場について法第三十条において準用する漁業法第四十五条第三号の規定による許可の申請をし、かつ、当該他の養殖場について許可の申請をしたときも、前項と同様とする。

（許可の申請後申請者が死亡し、又は解散し、若しくは分割をした場合）

第八条　許可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る養殖場を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によって当該養殖場を承継した法人は、当該許可の申請をした者の地位を承継する。

2　前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（許可をすべき者の決定）

第九条　法第三十条において準用する漁業法第四十二条第五項又は第六項の規定により許可をする者を定めないときは、当該指定養殖業を営む者の数、当該指定養殖業に係る養殖場の数及び当該指定養殖業の実態その他の事情を勘案して、許可の基準を定め、これに従って許可する者を定めるものとする。

（許可の有効期間）

第十条　法第三十条において準用する漁業法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

（削る。）

（公示に基づく許可の申請期間に関する特別の事情）

第五条　法第三十条において準用する漁業法第五十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、指定養殖業について許可をすべき水産動植物の総量が国際交渉との関連において定められる必要がある場合において、当該国際交渉との関係上当該水産動植物の総量が定められることとなった後三月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば指定養殖業の養殖の時機を失し、指定養殖業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（許可の特例）

第六条　法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条の農林水産省令で定める場合は、許可養殖業者が、その許可を受けた養殖場と併せて他の養殖場において当該許可に係る養殖業を営む場合において、当該他の養殖場について許可を申請したときとする。